

特別企画 過労死防止学会活動のこれまでとこれから

【報告】 脇田滋 〔過労死防止学会第 10 回大会 1 日目 2024 年 8 月 31 日午後〕

日本を「反面教師」に過労死予防を目指す韓国の動向

脇田滋 龍谷大学名誉教授

〔報告要旨〕

1. 困難と抑圧の時代を経て労働人権実現へ進む韓国

〔事前掲載「資料」参照〕

2. 労働安全保健運動と「過労死」問題

(1) 韓国における労働安全保健問題

・2021 年、重大災害企業処罰法制定をめぐる議論の中で、韓国は、OECD 諸国の中で労働災害による死亡が突出して高いという指摘が議論を呼んだ。2020 年、韓国は労災事故死亡が 882 人、一日平均 2.4 人であったが、イギリスは 111 人で人口を考えると韓国はイギリスの約 10 倍、労災事故で死亡していることになる」(聯合 news 2021.5.12)など。

この傾向は、現在もほぼ変わらず、2023 年 3 月末基準で、韓国の労働災害死亡者数は 828 人で、前年比 54 人減少したが、依然として高い水準を維持している。〔追加資料(1)参照〕

・その背景には、韓国社会、とくに多くの企業を支配する競争原理が根強く、生産性、革新、消費者の利便性、コスト削減、危機打開、競争力などの用語が蔓延してきた。これらは、働く人の生命や健康を軽視する考え方を内面化させて、労働災害や過労死を増大させる背景になってきた。

・韓国では、受験・進学から就職、さらに就職しても業績評価による圧力など、不断に「競争」が続いている。この競争が社会的格差と結びつき、高学歴者・低学歴者、正規・非正規雇用、大企業・中小企業、高成果者・低成果者など、労働社会で多くの差別・格差を生んできた。日本との違いは、大企業に就職できても、韓国では 40 代～50 代で低成果者とされたと、退職に追い込まれるのが一般的で、定年まで勤め上げる労働者は少数である。退職者は、やむなく自営業に転職する(→「起承転鶏(タック)」)。

・労働災害は、生命・健康を軽視する競争社会の深刻で悲惨な帰結である。

(2)1980 年代から注目され始めた過労死問題

・韓国では、こうした事故による多数の災害死亡の影に隠れていたが、競争社会の弊害が強まる中で、徐々に「過労死」「過労自殺」問題が顕在化することになった。〔追加資料(4)(5)参照〕日本の労働医学における「過労死」議論、過労死弁護団や家族の会の活動に注目が集まる中で、1990 年代以降、労災関連の市民団体、研究者を中心に過労死をめぐる取り組みが始まり、増えていくことになった。

・法的・行政的に制度化されていないので、「過労死」とは、何かをめぐる議論が現在も続いている。専門家の一人は次のように指摘している。「過労死とは、過度の仕事とストレスで身体的・精神的苦痛に悩まされ、過労で死んだり(過労死)、自ら命を絶つ行為(過労自殺)を指すが、後者の場合、自殺の理由には実に様々な要因が絡み合うが、過労(世界最高水準の長時間労働)と自殺(世界 1 位の自殺率)の交差点で発生する反復的な問題であることは明らかである。しかし、現状はこのような実態、このような社会的事実を捉える概念や法制度が乏しいのが現状である。」(キム・ヨンソン『ジョンボさんの死』29 頁)

・なお、「ハラスメント」については、2022 年の学会でイム・サンヒョク緑色病院長が報告されたように、韓国でもきわめて深刻な問題となっている。「職場パワハラ 119」などの労働市民団体が活発な取り組みを進め、2018 年には、産業安全保健法(第 26 条の 2)で顧客の暴言に対する感情労働者保護の規制が導入された。

3.生命軽視・利潤追求の企業活動への社会的非難

・「漢江の奇跡」と言われる急成長を遂げていた韓国経済は、1997～1998 年に発生した「IMF 危機」で大企業を含めた倒産により、大量の解雇・失業を生み出すことになった。企業は、多様な非正規雇用(有期雇用、下請・派遣、個人請負など)＝「非正規職」を大量に導入する一方、労働密度強化・長時間労働など、労働者の生命・健康を犠牲にして経済回復を進めた。

・労働組合や労働団体の声や力が後退する中で、「いのちよりカネ」を追求する企業経営が強行された。その深刻な弊害が現れたのが韓国を代表する巨大企業「サムソン」電子の白血病・職業病事件(死亡者 118 名)であった。2007 年 11 月、19 の市民団体が共同して被害者を支援する団体「パンオルリム」を中心に粘り強い闘いを続けて、2018 年に画期的な和解に至った。この取り組みは後の反過労死の運動にも大きな影響を与えている。

・政府や経営者とは逆に「カネよりいのち」が労働・市民運動の新たなスローガンになり、反労働災害の運動と結びついて、労働者を徐々に死に追い込む「過労死」「過労自殺」の問題に関心が集まり、とくに、2014 年に制定された日本の「過労死防止法」が韓国でも大きな注目を集めた。2017 年～2018 年には「過労死予防センター」、「過労死 OUT 共同対策委」、「韓国過労死・過労自殺遺族会」が結成された。

4. 労災・過労死責任の追及と真の実効的規制を求めて

・2017 年からの文在寅政権は、「労働尊重」を公約に労働時間短縮、非正規職の正規職化などの政策を進めた。また、危険業務に従事する下請・派遣労働者などに労災死亡が多いことから「危険の外注化禁止」を主な内容とする「産業安全保健法全部改正」を実現した。さらに、労働・市民団体は、2020 年から、韓国版「企業殺人法」として「重大災害企業処罰法」の制定を求めて活発な運動を進め、同法案は、2021 年 1 月、国会で可決・成立した。

・しかし、2023 年からの尹錫悦政権は、文政権で成立した週 53 時間上限規制を後退させ、「週 69 時間」導入などを進める、強硬な反労働政策を進め、労働・市民団体は、「過労死助長」政策だと強く反発している。2024 年 4 月の総選挙で大敗した政府・与党は「レームダック」状況にあるが、議会で多数の野党が発議する労働関連法案（「過労死予防法」案を含めて）が、仮に発議・可決されても尹大統領は、前国会で行った拒否権行使を繰り返す可能性があり、状況がどう変わるか予断を許さない。

5. 小括

(1) 韓国に影響を与えた日本の過労死反対運動

韓国では、過労死については、初めは日本の医学的な「過労死」の定義、過労死相談活動、過労死裁判、次に「過労自殺」の概念、「過労死防止法制定」運動、過労死家族の会の取組みなどが、韓国の関係者に大きな影響を与えた。また、森岡孝二さん、川人博さん、高橋幸美さんらの著書が韓国語に翻訳され普及している。

ただ、2017～2018 年以降は、日本のように「過労死一般」の団体や取り組みはあまり見られない。むしろ、「危険の外注化」「警備労働」「宅配労働」「感情労働」などのテーマ（イシュー）毎に、時々の政権や議会とは対立または連携しながら、「反過労死」の取り組みが、対企業だけでなく、立法闘争を含めてダイナミックにかつ活発に展開されていることが特徴となっている。

(2) 専門家（医学、法学、社会学、福祉学など）と労災市民団体の幅広い協力・連携

当事者がきわめて弱い立場にある非正規雇用や労災の問題では、専門家や意識ある若い学生・活動家が中心になり、相談や調査活動を展開し、それに幅広く市民団体・労働組合が連帯して運動を進めている。とくに、現場に即した課題を労働組合が専門家に伝え、持続的な取組みを進めている点はきわめて原則的である。また、現実課題の根本解決のために、国内だけでなく、欧州諸国や日本などで先行する運動・経験を参考にしつつ、創意工夫を加えた独自の闘いを展開している。例えば、「サムソン白血病」事件で大きな役割を果たした「パンオルリム」

は、①連帯、②被害者支援・相談、③実践、④研究、⑤広報を基本として活動を進めた。

現在、過労死が多発している宅配労働者について、労働・市民団体は「宅配労働者過労死対策委員会」を作って一方では調査・研究を進めるとともに、政労使の「社会的合意」を獲得し、その充実化とともに、依然として合意を受け入れない企業クッパンの責任を追求している。
→〔追加資料(3)参照〕

(3)利潤優先に固執し生命・健康を軽視する企業責任を妥協無く追及

韓国の労働安全保健運動は、イギリスの 2007 年「企業殺人法」などに学び、早くから問題提起を続け、不十分点はあるが「重大災害企業処罰法」を成立させた。死亡を伴う重大災害を引き起こした企業の刑事責任を定める法律として、韓国において「生命よりもカネ」の考え方に反省を迫る重要な規制となっている。とくに、粘り強い運動を展開し、市民の共感を大きく広げ、経営者の反対や政府の消極姿勢を乗り越えたことは注目に値する。

ただ、同法の適用をめぐる執拗な抵抗を続ける経営者・政府当局との厳しい対抗が続いている。とくに、「重大災害」に「過労死」を含め、過労死発生企業の刑事責任を法定することが、過労死予防をめぐる労働安全保健運動の次の大きな課題となっている。

(4)労災・過労死の広がりとの差別的雇用形態との関連を機敏に把握

韓国における労災・過労死問題に取り組む団体が継続して重視しているのは、非正規雇用、とくに間接雇用(下請、派遣など)の弱い立場の労働者だけでなく、労働者ではないとされる「名ばかり個人事業主(偽装自営業)」である「特殊雇用」と呼ばれる、これら労働者の過労死問題を当初から除外せず、継続して取組み続けていることである。とくに、現在では、配達ライダー、宅配労働者(1件あたりの手数料、週 60~70 時間配達)などの「過労死」が焦点の一つとなっている。

この点は、日本だけでなく、世界的にも多くの労働組合に欠落してきた視点であった。これに対して韓国では、早く 25 年前から「特殊雇用」問題として取り上げ、実際に「特殊雇用」への産災保険の適用(労使折半負担)だけでなく最近では、さらに雇用保険も拡張適用を実現している。

(5)過労死予防法制定と今後の日韓交流の必要性

第 21 代国会で発議された「過労死予防」に関連する二つの法案〔追加資料(2)参照〕をめぐる 2023 年 12 月 5 日、国会・環境労働委員会の公聴会が開かれ、賛否の立場にわかれて専門家などの陳述人が意見を述べた。その中で 2 人は、日本の過労死防止法の意義を高く評価したが、経営者団体の陳述人は日本法には多くの限界があり過労死予防に大きな効果を上げ

ていないと主張した。法案は第 21 代国会では審議未了で終わったので、2024 年 4 月に選出された第 22 代国会に持ち越されることになった。

たしかに、施行 10 年を経過した日本の「過労死防止法」について、現在の韓国における注目度は微妙である。経営側は、实际的に大きな効果がないと否定的・消極的な面を強調する。また、労働側については、関連のニュース、文献・研究論文などを探した限りでは、日本の過労死予防法の積極面に注目する論者や日本への関心は、2015 年～2017 年ころのように多いとは言えない。

何故か？私見であるが、韓国では、過労死をめぐる現実の厳しさは日本と同等ないし、むしろそれ以上である。日本に学んで過労死問題への取組みを果敢に進めてきたが、労働人権否認ではきわめて悪質な財閥大企業との対決を回避できない韓国では、過労死企業に刑事処罰を求めることが大きな焦点となっている。そして、重大災害企業処罰法制定運動を進めるにあたって「微温的な」日本の「過労死防止法」では十分に参考にならないことがその一つの理由であると考えられる。

韓国では、過労死を無くすためには、一方では、悪質な過労死企業を刑事罰によって厳しく取り締まることを求めるとともに、過労死予防について政労使の「社会的合意」を追求している。

過労死の多い日韓両国で真に過労死を無くすために、一段レベルを上げた相互の深い交流が必要となっている。今後、日韓交流を深めるためには「韓国が日本を学ぶ」のが当然と思うのでなく、韓国の新たな段階での果敢な取組みについて理解を進め、むしろ「日本が韓国に学ぶ」という姿勢が必要になっていることを強調したい。

◇主要参考文献

- ・キム・イナ他『過労死予防のための政策研究』安全保健公団(2017 年 12 月)〔韓国語〕
- ・過労死 OUT 共同対策委『資料集 過労死現場証言&過労死・過労自殺根絶政府対策、何が必要か?』(2018 年 4 月 17 日)〔韓国語〕
- ・『宅配労働者過労死実態調査 結果発表・対策準備討論会 資料集』(宅配労働者過労死対策委員会ほか、2020 年 9 月 10 日)〔韓国語〕
- ・韓国過労死・過労自殺遺族会『そして私たちが残った』(ナルムブックス、2021 年)〔韓国語〕
- ・『警備労働者過労死防止のための国会討論会 資料集』(2021 年 4 月 19 日)〔韓国語〕
- ・雇用労働部『重大災害処罰法解説』(2021 年 11 月)〔韓国語〕
- ・キム・ヒョンジュ「重大災害企業処罰法制定運動過程と法案評価」Basic Income Magazine Issue No.08(2021 年)〔韓国語〕
- ・『クッパン事態解決のための政府・国会の役割模索討論会 資料集』(2021 年 7 月 5 日)〔韓国語〕
- ・キム・ヨンソン『ジョンボさんの死』(5 月の春社、2022 年)〔韓国語〕
- ・『CJ グループの変則継承及び過労死の社会的合意を正しく見る討論会 資料集』(2022 年 2 月 23 日)〔韓国語〕

- ・日本貿易振興機構(ジェトロ)『韓国の重大災害処罰法に関する最近の動向』(2024 年 2 月)
- ・『産災労働者の権利保障のための産災保険改善課題 討論会資料集』(2024 年 7 月 2 日)[韓国語]
- ・ユ・サンギョ、ハン・チャンヒョン、ソンイクチャン『労使が共に見る重大災害処罰法』(毎日労働 Nes 社、2023 年 11 月)[韓国語]

〈以下、脇田滋・著〉

「韓国労働法の何に注目できるのか？－日韓交流の意義と課題－」日本労働法学会誌 124 号(2014 年 10 月)92-100 頁

『韓国における雇用安全網関連の法令・資料(9)－産業安全保健法改正の概要(危険の外注化原則禁止等)』龍谷法学第 51 巻第 4 号(2019 年 3 月)771-805 頁

「韓国・文在寅政権と労働法改革をめぐる動向」労旬 1932 号(2019 年 3 月)6-14 頁

「韓国における働くもののいのちと健康を守る取り組みの最近の動向」『働くもののいのちと健康』春季号(2019 年 4 月)9-19 頁

(2024 年 8 月 26 日)

